

高知県健康づくり支援システム利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県健康づくり支援システム（以下「システム」という。）の利用にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(登録情報利用者)

第2条 システム登録情報は、次の各号に該当する機関に提供するものとする。

- (1) 県及び市町村等関係機関（消防機関を含む）
- (2) 高知県内に所在する医育機関、研究機関
- (3) その他、県が適当と認めるもの

2 システムを利用しようとする者は、別記様式1「高知県健康づくり支援システム利用申込書」をシステムを管理する者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

3 システムの利用を廃止しようとする者は、別記様式2「高知県健康づくり支援システム利用廃止届出書」を管理者に提出しなければならない。

(パスワードの交付等)

第3条 管理者は、前条第2項に基づく申し込みがあったときは、当該機関に対し利用者IDおよびパスワード（以下「パスワード等」という。）を交付するものとし、別記様式3「高知県健康づくり支援システム利用者ID・パスワード通知書」により通知する。ただし、システム利用者として不適当と認めるときは、パスワード等を交付しないものとする。

2 管理者は、前条第3項に基づく届出があったときは、直ちにパスワード等を無効とするものとする。

3 管理者は、システム利用者として不適当と認めるときは、パスワード等を無効とすることができる。

(利用者IDおよびパスワードの管理)

第4条 パスワード等の交付を受けた者は、パスワード等を厳重に管理し外部へは公開してはならない。

2 パスワード等は、他の機関等に使用させてはならない。

(システムの利用時の遵守事項)

第5条 システム登録情報の利用にあたっては、次の目的以外に使用しないこと。

- (1) 行政資料
- (2) 保健医療分野における学術研究

(管理者)

第6条 管理者は、高知県健康政策部健康長寿政策課長とする。

附則 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式1

年 月 日

高知県健康づくり支援システム管理者 様

(高知県健康長寿政策課長)

組織の長

高知県健康づくり支援システム利用申込書

高知県健康づくり支援システムを利用したいので、高知県健康づくり支援システム利用要綱第2条第2項の規程により届け出ます。

様式2

年 月 日

高知県健康づくり支援システム管理者 様

(高知県健康長寿政策課長)

組織の長

高知県健康づくり支援システム利用廃止届出書

高知県健康づくり支援システムの利用を廃止したいので、高知県健康づくり支援システム利用要綱第2条第3項の規程により届け出ます。

所在地	〒
機関名	
担当部署名	
担当者職・氏名	(ふりがな) -----
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

様式3

年 月 日

所属の長 様

高知県健康長寿政策課長

高知県健康づくり支援システム利用者 I D ・パスワード通知書

利用者 I D :

パスワード :

※利用者 I D ・パスワードは十分な注意を持って管理し、漏洩しないよう取り扱ってください。